



志摩市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第268条により適用する同法第40条第1項ただし書の規定による令和8年10月4日執行予定の志摩市南張財産区議会議員選挙の投票所を閉じる時刻を次のように定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月1日

志摩市選挙管理委員会委員長 谷崎

充



1. 投票所を閉じる時刻 午後6時